宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）事業計画認定変更（廃止）申請書

【県処理欄】　　　　　　　　申請日

通し番号　　　　　　　　　申請番号

　宮城県知事　村井　嘉浩　殿

**年　　　月　　　日付け雇対第　　　号により認定の通知がありました宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）の事業計画について、下記１記載のとおり変更があったため、宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）支給要綱（以下「支給要綱」という。）第13に規定する変更認定を受けたいので、内容を証する書類（以下「関係書類」と略す。）を添えて申請します。**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 申請事業主 | | | | 代理人（社会保険労務士等）  ※委任状を添付してください。 | | |
| （〒　　　－　　　　　）  住所  名称  代表者  役職・氏名  連絡先  書類送付先  （〒　　　-　　　　　） | | | | （〒　　　－　　　　　　）  住所  名称  ・  氏名　　　　　　　　　　　　　　　印  連絡先 | | |
| 連絡先　※本申請書及び関係書類の内容について、問い合わせることがございますので、必ず連絡のとれる電話番号等をご記入ください。 | | | | | | |
| 担当者の部署・職・氏名 | |  | | | | |
| 電話番号 |  | 携帯番号 |  | | FAX番号 |  |

記

１　申請内容

　(1)　助成対象事業所の名称：

　(2)　申請区分：　　　　認定内容の変更　・　補助事業の廃止

　(3)　変更（廃止）年月日：

　(4)　変更（廃止）の事由：

　(5)　添付書類：

（２面につづく）

**注意事項**（特に注意していただきたいことは、以下のとおりです。）

**１　対象労働者について**

次のいずれかの事由に該当する場合は対象外となります。

　　①　認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に解雇した場合は、解雇者の人数に相当する労働者分

　　②　再雇用者にあっては、認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に、雇用期間の定めのない又は更新可能な1年以上の有期雇用で同一事業所に就労した事実がある労働者。

　　③　派遣労働者　など（支給要綱第5第2項関係）

**２　記載事項について**

(1)　記載事項について確認が必要となった場合、追加で書類を提出していただくことがございます。

(2)　記載事項に相違があった場合のほか、申請のあった事業所から無作為に事業所を選定し、支給要綱第30に規定する実地調査等を行うことがございます。

**３　本助成金の支給について**

　　(1)　万が一、対象労働者に未払い（例えば、最低賃金を下回っている場合は、最低賃金との差額分の未払い、又は、時間外、休日及び深夜の割増賃金の未払いなど）があった場合は、本助成金は不支給となります。

　　(2)　支給申請兼実績報告の際に、離職していた場合や要件に合致していないことが判明した場合には、減額又は不支給となります。

**４　本助成金の受給について**

本助成金を不正受給した場合又は本助成金の支給要件に反した場合その他支給要綱に規定する取消事由に該当した場合は、認定、変更認定又は支給決定が取り消されることがございます。また、取り消された場合において、既に本助成金の支給を受けた者は、補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95％の加算金及び延滞金を加算して返還しなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| **上記注意事項について確認し、理解しました。（右の□にレ点チェックを付けてください。）** | **□** |

誓約事項（１から４に該当する場合には、助成金は不支給となります。）

１　過去3年間に宮城県事業復興型雇用創出助成金を含む各種助成金等を不正受給したことはありません。

２　暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営・事業運営に関係していません。

３　宮城県税に未納はありません。

４　本申請書及び関係書類の記載事項について、事実に相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| **上記事項について確認し、理解しました。（右の□にレ点チェックを付けてください。）** | **□** |